

子どものショートステイ事業 利用案内

【子どものショートステイとは】

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害又は冠婚葬祭などで一時的にこどもの養育が困難となった時、市が委託する乳児院、児童養護施設で短期間おこさまを預けることができます。

【利用要件】

市内在住の小学校第3学年までのおこさまを養育している保護者で、次のいずれかに該当する場合

- ・疾病、出産により入院通院加療、または療養を必要とする場合
- ・育児疲れ、育児不安等で、家庭で養育できない事情がある場合
- ・家族の疾病等により介護または看護する場合
- ・冠婚葬祭に出席する場合
- ・事故又は災害にあった場合
- ・出張や転勤、学校などの公的行事に参加する場合
- ・養育環境等に課題があり、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- ・経済的問題により緊急一時保護的に親子の保護を必要とする場合



【利用日数】原則1回の利用申請につき7日以内

【実施施設】

- 1 富士見乳児院 住所:久喜市本町7丁目2番72号 電話番号:0480-21-0545
- 2 愛泉乳児園 住所:加須市土手2丁目15番57号 電話番号:0480-62-3321
- 3 愛泉寮 住所:加須市土手2丁目15番57号 電話番号:0480-61-0341

【利用料金】

世帯区分	対象者	利用者負担額(1日あたり)
生活保護受給世帯	2歳未満	0円
	2歳以上	0円
市民税非課税世帯	2歳未満	1,100円
	2歳以上	1,000円
その他の世帯	2歳未満	5,350円
	2歳以上	2,750円



【利用の流れ】

- 1 ご利用の予約:利用日の10日前までにこども家庭保健課までご相談ください。その際、利用希望日やおこさまの年齢月齢、既往症の有無、家族の状況など利用にあたっての必要事項を伺います。
- 2 申請書の提出:担当者が施設の空き状況を確認し、後日ご連絡します。施設の受け入れが可能であった場合、医療機関にて健康診断等を実施していただき、申請書類一式をこども家庭保健課にご提出ください。
- 3 決定通知書の送付:提出された書類の審査後、利用が可能な場合に決定通知書を送付いたします。
- 4 ショートステイの利用:おこさまの預け入れ先まで、保護者の方に送迎していただきます。

【必要なもの】・子どものショートステイ事業利用申請書 ・健康診断結果 ・検便・検尿検査結果

・おこさまの保険証 ・子ども医療費受給資格証 ・母子手帳の写し

【お問い合わせ先】

久喜市 こども家庭保健課 こども家庭係
〒346-8501 久喜市下早見85番地の3
電話:0480-22-1111
ファックス:0480-22-3319

